

伊丹市新庁舎整備工事の請負契約の一部を変更する契約
を締結することについて

伊丹市新庁舎整備工事の契約金額を変更するため、下記のとおり
請負契約の一部を変更する契約を締結する。よって、議会の議決に
付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39
年伊丹市条例第12号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

令和元年6月25日締結した伊丹市新庁舎整備工事の請負契約中
「契約金額 金11,411,763,000円」を「契約金額
金11,610,929,000円」に改める。

令和3年12月23日提出

伊丹市長 藤原 保 幸

(参 考)

1 工事の名称及び位置

名称 伊丹市新庁舎整備工事

位置 伊丹市千僧1丁目1番地他

2 契約の方法

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の
2第1項第2号の規定による随意契約

3 契約金額

金11,610,929,000円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金1,055,
539,000円）

4 契約の相手方

住 所 神戸市中央区下山手通3丁目12番1号

名 称 大成建設株式会社神戸支店

代表者 支店長 櫻井 信一

5 工事変更の概要

地中障害物の撤去及び処分，公用車の電気自動車化対応のため
の電気設備の変更，新型コロナウイルス感染症対策のための
内装材等の変更等